

GCCにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ出資比率規制	多くの国において、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている。(商業資本外資独占投資が許されていない) (継続)	・販社として機動的な販売活動を実現するため、外資に対する市場開放を実現して欲しい。	・代理店保護法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	製品輸入における領事査証取得義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止頂きたい。	・税関関連法
	日機輸	(2)	輸入通関時の開品検査	・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する(3割程度)。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。 (継続)	・検査率が他国に比べあまりにも高いため、是正を働きかけて欲しい。	・税関関連法
	日機輸	(3)	出荷前検査	・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ:SASO、クエート:KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。 (継続)	・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・税関関連法
	日鉄連 日鉄連 日鉄連	(4)	セーフガード	・2009年11月7日、形鋼(角形鋼、構造型形鋼、ピーム)に対して、サウジアラビアとオマーンの国内メーカーが申立てを行い、調査が開始された。 (継続) ・2016年6月9日、輸入カラー鋼板等に対するセーフガード調査を開始。対象は幅600mm以上の非合金鋼のカラー鋼板及びその他の被覆鋼板。GCCの輸入HSコード7210.70及び7210.90に含まれるもの。 2017年1月9日、クロの仮決定ながらも、暫定措置の賦課無し。 2017年6月15日、WTO通報(措置導入の建議)。SG税率は1年目:31%、2年目:28%、3年目:25%。 (追加)		
				(改善) ・2009年12月30日、現地ミルが生産できない220mm以上の大型形鋼が調査対象から除外された。 ・2010年6月9日、GCCアンチダンピング事務局は、2010年5月9日に開催したTSAD常設委員会で深刻な損害が認められないと判断し、調査を打ち切る旨、2010年6月9日に正式に日本ミルへ通達した。 (改善記載済)		
	日機輸	(5)	関税分類の恣意性	・WCOのHSコードの改定(HS2017)後、GCC諸国への液晶モニター(IDP/IWB)の輸入通関において、従来の分類「PCシステムに専ら又は主として使用されるモニター(8528.51.00 / 関税0%)」の代わりに新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00 / 関税0%)」で申請するも、税関側は、「その他モニター(8528.59.00 / 関税5%)」に分類。止む無く関税5%を支払い輸入中。	・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。	・WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6)

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法		
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産制度運用	<ul style="list-style-type: none"> 突然のオフィシャルフィーの大幅値上げが多発しており、予算計画や更新管理等に影響が出ている。 - 2016年5月:シリア 商標公告等のオフィシャルフィーを値上げ - 2016年5月:パーレーン 商標出願等のオフィシャルフィーを値上げ - 2016年1月:クウェート 商標出願等のオフィシャルフィーを値上げ - 2015年8月:サウジアラビア 商標更新等のオフィシャルフィーを値上げ - 2015年5月:UAE 商標出願等のオフィシャルフィーを値上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 国際ハーモの観点での適切なオフィシャルフィーの設定、段階的な値上げ、猶予期間の設定など、出願人に過度の負担が掛からないような運用を進めて頂きたい。 		
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	二重規制等の適用規格の問題	<ul style="list-style-type: none"> 湾岸諸国基準認証統一に伴い、2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、各加盟国の現行規則へも適合が要求され、二重の適合性評価を要求される。 (継続) 本湾岸技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しているが、その採用において最新規格発行後、1年の適用猶予期間が設けられることになったが、1年の適用猶予では最新規格の試験を実施できる試験所が不足する。 (継続) 全適用規格の公表がされないため、適用規格判断が困難。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象製品に対して、本湾岸技術規則施行後は、各加盟国の現行規則への適合義務は失効とする。 IEC最新規格を適用規格として採用する際は、適用に際し旧規格との十分な移行期間を設定する。 適用規格リストを公示する。このとき、旧適用規格と新適用の適用への移行期間も明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances 	
	日機輸	(2)		製品安全規制変更の移行準備期間	<ul style="list-style-type: none"> 2016年7月1日より湾岸低電圧機器および電気製品技術規則が強制実施されたが、その後、規則に規定されていない要求が当局指定の認証機関宛に連絡され、その認証機関宛の連絡内容(要求)が、官報公示など公式連絡がないまま、認証機関により製造者/輸入者への強制適用されている。加えて、その適合実施に対する十分な移行期間も設定されていない。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 追加要求は規則を改正し、その改正内容を公示して広く意見を募集後、対応が可能な移行期間を設定しに実施をする。 		<ul style="list-style-type: none"> Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances
	日機輸	(3)		不合理な適合マーク表示	<ul style="list-style-type: none"> 適合マーク表示について、以下の問題がある。 - 2018年1月28日にUAEの認証制度であるECAS認証品に対して、予告なく、かつ施行日が1月30日で要求された。 - 規則の公示もされていない。 - 強制日は3月1日と適用までの猶予期間も1ヶ月と極端に短期間の設定。 - 適合マーク表示がカラー印刷で要求された。 - 適合マークのロゴ周辺には文章が記載されており、判読が要求された。 - ロゴ周辺文字の判読を実現するには既定されたサイズでは実現できない。 - 表示する場所も製品前面と指定され、表示に対する自由度が極端に制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 規則の廃止。 廃止されない場合、 - WTO-TBTへの通知 - 適切なパブコメの実施 - 適切な移行期間の確保 - 本体表示既定の削除 - 印刷表示の廃止 - シールなどでの表示方法の規定化 - 単色表示の受け入れ - ロゴ周辺の文章を削除 - 表示サイズの縮小 - 表示場所の指定の廃止 		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19	日機輸 日機輸	(4)	認証取得手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認証取得の申請手続きは、GSOに認定された認証機関(NB)の裁量に委ねられていることから、NB毎に要求される資料が異なり、また、膨大な量の資料の提出を求められている。製品安全、及びEMCの各規格適合を示すレポート類や、ISO認証取得の証明書のみだけで良いのではないか。 ・複数のメーカーから膨大な資料を製品毎に受領し、評価するNB側も、これらの資料の保管・整理・レビューに時間を要し、認証完了までの遅延が生じていると思われる。 ・GCC低電圧技術規則において、適用規格はIECの最新規格を引用しており、最新規格発行後、2年間の適用猶予期間が設けられている。GSOから2017年9月に適用規格リストと旧版規格から新版規格への移行期間が公表されているが、旧版規格を適用したGSO登録済製品の更新時には、新版規格に基づく再評価、製品安全・EMCレポ改版が必要となっていることから、メーカーの負担になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制当局GSOが認証取得のために必須とする資料を”具体的に”に限定すべきである。 ・旧版規格を適用したGSO登録済製品の更新手続きにおいては、新版規格を適用することなく、更新可能とすることを要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances - BD-142001-01 ・Gulf Technical Regulation for Low Voltage Electrical Equipment and Appliances - BD-142001-01 	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	UAE RoHSの特異な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年TBT通報され、2017年4月公布、2018年1月1日適用開始されたUAE RoHS (Emirates control scheme to restrict the use of hazardous materials in electronic and lectrical devices)は、上市前に登録が必要な規制である。その申請書類でテストレポートを要求、また認証機関が法文・ガイドラインに規定されている適用規格(IEC63000)を超える書類の提出を要求するなど、製造者にとって負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RoHSの適合証明をテストレポートだけに限定せず、自己適合宣言を認めるRoHSの国際的運用への整合を希望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Cabinet reslution No.10 of 2017
26	その他	日機輸	(1)	港湾インフラ未整備	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設のセキュリティの改善をして頂きたい。 	